

うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金

申請の手引き

【蓄電池】



令和8年5月1日版

【問合せ・申請書等提出先】

(事務局)

うきは市役所 3階 財政課カーボンニュートラル推進係

住所:うきは市吉井町新治316番地

Mail: cn@city.ukiha.lg.jp

TEL: 0943-73-7667

1. 補助額

蓄電池の補助金額は、下記の通りです。

補助対象設備	補助率	導入方法	補助限度額※
(2) 蓄電池	補助対象経費の <u>3/4 以内</u>	購入	上限140万円

※複数台導入する場合も、設備ごとに上記の金額が補助金額の上限となります。

※複数の設備を組み合わせて申請することも可能です。

2. 補助対象設備の要件

主な交付要件は下記の通りとなります。詳しくは、国実施要領(別紙1)をご確認ください。

補助対象設備	交付要件
(2) 蓄電池	<p>①原則として<u>再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもの</u>であり、<u>平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備</u>とすること。 ※システムを介して再エネメニューの電力を蓄電するものは、対象外となります。</p> <p>②停電時のみに利用する<u>非常用予備電源でないこと</u>。</p> <p>③蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、<u>蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること</u>。 ※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>④初期実効容量、定格出力、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 ※所定の表示の詳細は、国実施要領(別紙1)に記載。</p> <p>⑤蓄電池部安全基準(JIS C 8715-2 又は IEC62619)及び蓄電システム部安全基準(JIS C 4412)の規格を満足すること。</p> <p>⑥蓄電容量10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、<u>「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること</u>。</p> <p>⑦メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>⑧一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に<u>登録済みの蓄電システムであること</u>。 ※右記二次元コードまたは下記 URL から確認できます。 https://zehweb.jp/registration/battery/</p>



※なお、蓄電池の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間(6年)となります。詳細は、国税庁 HP などをご参照ください。

3. 交付申請

(1) 受付・申請期間

令和8年5月1日から令和8年11月30日まで

(2) 交付申請時の提出書類チェックリスト

交付申請時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項	✓
様式第1号(交付申請書)	・該当箇所の項目に記載もれがないか	
見積書(明細を含む)の写し	・見積の明細が記載されているか ・氏名と設置所在地が記載されているか ・ <u>見積もりが2者分提出</u> されているか	
別紙1(誓約書)	・すべての事項を確認し、誓約書に署名したか	
建物の平面図、断面図等 Ex.設計図面など	・設備の設置箇所が分かるか	
再エネ発電設備から充電することが分かる図面 Ex.単線結線図、システム系統図など	・蓄電池や再エネ発電設備を含む配線系統が示されているか。	
導入する設備の仕様書 Ex.カタログなど	・導入する設備の仕様が分かるか ・安全基準等の要件を満たすことが読み取れるか	
一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の登録が分かる書類 Ex.登録製品検索画面のコピーなど	・導入する設備のパッケージ型番が、登録製品であることが読み取れるか ※P.2の二次元コードを参照	
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類		
様式第11号(代理受領事前届出書)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出	
申請者の現在事項又は履歴事項証明書の写しまたは、これに代わるもの	※申請者が民間事業者の場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものであるか	
現住所地の納税証明書	※現住所地がうきは市ではない場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものであるか	
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出	

————— 建物の平面図について —————

お住まいの住宅の平面図等が手元にない場合、固定資産家屋評価がされている物件は、うきは市 税務課 資産税系の窓口にて、「家屋平面図」を取得できる可能性があります(取得には手数料がかかります)。詳細は、下記問合せ窓口までご相談ください。

※本人以外で、異なる世帯の方が申請するときは、委任状が必要です。

【家屋平面図に関する問合せ窓口】

うきは市役所 1階 税務課資産税係

住所:うきは市吉井町新治316番地 TEL: 0943-75-4977(直通)

4. 実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年1月29日のいずれか早い日

(2) 実績報告時の提出書類チェックリスト

実績報告時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項	✓
様式第8号(実績報告書)	・該当箇所の項目に記載もれがないか	
請求書(明細を含む)	・請求金額の明細が確認できるか	
支払いを証明できる書類の写し Ex.振込証明書、領収書	・請求書の金額を支払ったことが分かるか	
再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類 Ex.契約内容が分かる書類	・契約者名、契約日、電力の使用場所、プラン内容などが明記されているか	
補助対象設備の導入前、施工中、導入後の写真	・導入前、施工中、導入後の設備設置箇所を同じ場所からそれぞれ撮影し添付しているか ・上記とは別に、設置する設備の型式が分かる写真を撮影し添付しているか ※なお、参考様式の写真台帳を使用するか、それに準ずる様式で作成すること。	
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類		
契約書等の写し	※契約をした場合のみ提出 ・契約日は、交付決定より後の日付であるか(交付決定前の契約は、交付対象外となります。)	
住民票の写し	※申請時に市外居住だった場合のみ提出	
様式第13号(代理受領委任状)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出	
導入設備の実際の設置図 Ex.平面図、設備の設計図、単線結線図、システム系統図など	※交付申請時から変更がある場合のみ提出 ・設備の設置箇所が分かるか	
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出	

5. 各種書類の提出先

(事務局)

うきは市役所 3階 財政課カーボンニュートラル推進係

住所:うきは市吉井町新治316番地

Mail: cn@city.ukiha.lg.jp TEL: 0943-73-7667

※メールでの申請の場合、件名に「うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金」と記載してください。

なお、書類を提出する際は添付漏れ等がないよう上記の提出書類チェックリストを今一度ご確認ください。